

伊達市いじめ防止基本方針(案)について

I 概要

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第7号以下「法」という。）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、「伊達市いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの定義、いじめの禁止(法第2条)

- ・いじめとは一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的・物理的な影響を与える行為である。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童生徒はいじめを行ってはならない。

2 基本理念（法第3条）

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- ・「いじめの未然防止」…いじめを生まない
- ・「いじめの早期発見」…子どもたちのサインを見逃さない
- ・「いじめへの早期対応」…速やかに対応し措置を講じる
を柱に市及び教育委員会、学校等の関係機関が取り組んでいく。

4 市及び教育委員会の責務

- ・学校がいじめ問題への対応や未然防止に向けた効果的な取組ができるよう連携を図る。
- ・いじめがあった場合は、迅速な報告を受け、適切な対応についての指導・助言を行う。
- ・いじめを受けたとされる児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導・助言等、職員の派遣を含め、必要な支援を行う。

5 学校の責務

- ・人権教育に組織的に取り組み、互いに認め合いながら課題を解決する力を育む。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの認知に努める。
- ・認知したいじめに対し、早い段階からの的確に関わる。

6 保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせる。
- ・子どものささいな変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- ・子どもがいじめを行った場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ連絡する。

7 児童生徒の役割

- ・いじめを行ってはいけない。
- ・いじめを発見したら、直ちにそのことをまわりの大人に知らせる。
- ・互いを認め合える人間関係づくりに努める。

8 重大事態への対処（法第28条）

- ・重大事態の報告（学校→教育委員会→市長）
- ・重大事態にかかる調査（教育委員会→学校いじめの防止等の対策のための組織）
- ・調査結果の報告及び情報提供（教育委員会→市長→市議会、
教育委員会→被害者及び保護者への説明）

※ 必要に応じて警察や児童相談所への通報。